

(公益社団法人全日本トラック協会)
令和7年度血圧計導入促進助成事業 実施要領

令和7年4月9日
一般社団法人東京都トラック協会

一般社団法人東京都トラック協会（以下「東ト協」という。）は、公益社団法人全日本トラック協会が定める「血圧計導入促進助成金交付要綱」に基づき、東ト協会員事業者（以下「会員事業者」という。）の血圧計の普及を図るため、乗務前点呼における血圧測定に活用できる高機能な血圧計（以下「機器」という。）の導入に関し、下記のとおり取次事業として実施する。

1. 事業の趣旨

過労死や健康起因事故の原因となる、脳・心臓疾患の要因となる高血圧の予防に血圧測定が重要であることから、乗務前点呼における血圧測定を推進し、高機能な血圧計の普及を図る。

2. 実施期間

令和7年4月9日～令和8年1月30日

※上記期間内であっても、予算額に達した場合はその時点で申請受付を終了する。

※令和7年4月1日以降に購入した機器については、遡って助成の対象とする。

3. 助成対象機器

助成対象とする機器は、メーカーからの申請を受け、全ト協が認めた機器を助成対象とする。（別添助成対象機器一覧参照）

4. 助成対象事業者

東ト協会員事業者で中小企業者を対象とする。なお、ここでいう中小企業者とは下記のいずれかに該当する事業者とする。

(1) 資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社であること

(2) 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

5. 助成額

1台につき5万円を上限として、取得価格の2分の1とする。

※買取り（一括・割賦）にて新たに新品の機器を導入した場合とする。（中古品・リース導入は不可）

※取得価格に消費税は含まない。

※助成は原則として東京都内の事業所に限る。但し、東京都外の事業所であっても当該道府県のトラック協会に所属していない場合には助成の対象とする。

※国及び他の道府県協会等から補助金が交付された機器に対しては、助成金を交付しない。

※交付対象となった機器導入の日から起算して6年を経過するまでは、譲渡、廃棄、貸付又は担保に供してはならない。

※また、取得価格は、血圧計本体価格であり、プリンタ用紙などのオプション品や、連携ソフトの価格は含まない。

6. 提出書類

① 「血圧計導入促進助成金申請書（請求書）」（様式1）

② 血圧計を導入したことが確認できる請求書（写）

（必ず導入した営業所名・導入機器の機種及び型式が明記されていること）

③ 領収書（写）

④ 「事業概況報告書」（写）（「事業報告書内」の1号様式のみ）

⑤ 宣誓書（様式2）

以上